

家庭会計から見た農家簿記の問題点

常 秋 美 作

1 はじめに

わが国の農業生産の主たる担い手は依然として、経営と家計とが分離していない農家である。そして、一般に農家（経済）簿記と称される簿記はこのような農家の経済活動を対象としたものである。従って、農家簿記の研究という場合には、当然、農業経営いわゆる所得経済面だけでなく、家庭経営（家計）いわゆる消費経済面に関する研究も含まれるものと解される。

しかし、従来、農家の簿記研究は、会計論も含め、前者に関する研究が中心的であり、後者に関する研究は停滞状態であるといっても過言ではない。桑原正信博士はこのことを懸念されてか、次のように述べられている¹⁾。

すなわち「農家経済を対象として把握しようとする農家経済簿はこの両部門を記録するが、その分析・設計等については所得経済部門だけで精一杯で、家計経済部門にまでは到底及ばない。しかも、家計経済は所得経済ないし農業経営とは別個の性格をもつことと、現実の農家経済は、たとえ所得経面の分析をどれだけやってみても、他の一面である家計経済面の分析がそれと調和のとれた状態にない限り、全体としての農家経済の把握・分析は不十分といわねばならない」とされ、消費経済面における研究の遅れと同時に、その重要性が指摘される。

そこで、本稿においては、農家簿記を家計つまり家庭会計の立場から吟味、検討し、その問題点を論考してみたい。ただ、農家簿記といっても種々の簿記が見られるため、ここでは自計式農家経済簿記を中心に考えることにする。

なお、上記に「家庭会計」なる用語を使用した²⁾が、この用語は広く認知されているという訳ではない。そこで、以下に家庭会計とは何か、その目的は何かについて、まず、簡単に説明を加えて置きたい。

<家庭会計とは>

家庭生活には種々の側面が見られるが、今日の交換経済社会を前提にする限り、家庭生活は経済活動を根幹にして営まれる。つまり、通常、われわれは金銭（貨幣）という形で所得を受け入れ、これをもとに必要な財貨、サービスを購入消費し、家族または世帯を1つの単位として、生活を自己封鎖的に営んでいるのである³⁾。また、これらの経済活動の中には、将来消費分としての貯蓄や先取り消費分としての借金といった形でのストックいわゆる広義の意味における財産が存在し、これらは日常的な経済活動と深くかかわるところでもある。

次に、このような経済活動は、家庭といえども、無秩序に営まれているという訳ではない。それは日常、意識的であれ、無意識的であれ、なんらかの形で統一性をもって管理運営されている。この統一性は一般的に、家族員の欲求充足であり、将来にわたっての効用の最大化に求めることができよう。換言すれば、家庭の経営目標はいかに、所得を現在と将来とに合目的に配分支出し、家族員の効用を最大にするかということである。

従って、家庭会計とは家庭なる個別経済体を1つの自己封鎖性を有し、かつ効用を追求する経営体として認識し、そこにおける金銭の流れ及び負債をも含めた財産を、当該期の正味消費を中心にして、貨幣尺度で測定ないし計算することである³⁾。具体的な内容としては、所得と消費に関するフロー計算、資産と負債に関するストック計算であるが、これらの計算が互いに有機的な関係をもち、整合する計算であらねばならない。なお、この家庭会計なる用語は一部の家政学関係者によって使用されているが、「家計会計」と称しても支障がない。むしろ、R. Mattessich の一般会計理論に見られる「Household Accounting」を直訳すれば、この方がより適切かも知れない⁴⁾。

＜家庭会計の目的＞

周知の通り、企業会計においては会計の目的から財務会計と管理会計とに分類されるが、家庭会計の場合、外部の利害関係者に対する報告という意味での財務会計的な目的は、まったく皆無であるということではないが、この目的は非常に特殊な場合に限られる。むしろ、その目的は内部報告としての管理会計にある。すなわち、現在及び将来にわたっての効用の最大化に資す、つまり統制、計画に資す会計情報の提供ということである。

ただ、内部報告といっても、家庭経営にあっては企業経営と異なり、自分が自分に、妻が夫に、夫が妻にといった範囲の報告である。この程度の報告範囲ならば、管理会計として論ずるまでもないと批判されるかも知れない。しかし、人間の記憶には限界があり、忘却を常とするであろう。当然、管理の理にかなった根拠にもとづいた記帳（家計簿）が必要である。ここに、家庭会計における管理会計の意義が見い出せるものと考えられる。

- 1) 桑原正信稿「農業簿記研究施設の回顧と今後の課題」本誌第1号 3～17頁、昭和42. 3。
- 2) 家庭会計の構造論的公準に関しては次を参照されたい。
常秋美作稿「家庭会計の公準論Ⅱ」『山梨大学教育学部研究報告』第29号 昭52. 12。
- 3) 常秋美作稿「家庭会計における消費概念に関する一考察」『山梨大学教育学部研究報告』第36号 昭60. 12。
- 4) R. Mattessich “Accounting and Analytical Method”, 19p, Homewood Illinois 1964.

2 スtock計算の問題

(1) 耐久的消費財の資産性

周知の通り、自計式農家経済簿記においては「家具家財および衣服のように相当長期にわたって使用できるものであっても、購入と同時に消耗しつくすものとして取り扱い、……(中

略)……年度末に残る家計経済資産なるものは当然ありえない」とし、耐久的消費財の資産性または財産性は認められていない。その理由は「一般家計簿記の原則に従い」とされるだけであり、詳しい説明はなされていない。ただ、住居と宅地については所得経済資産として取り扱われ、例外とされる⁵⁾。

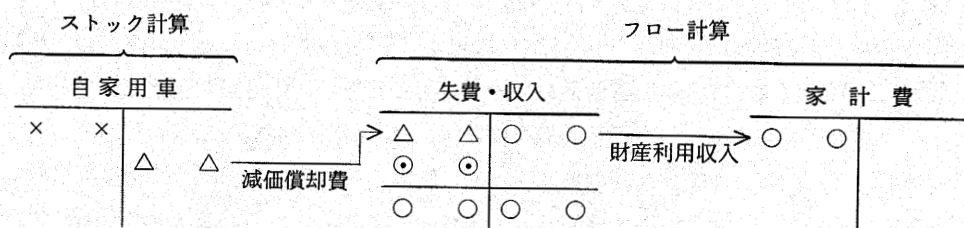
しかし、今日の消費生活すなわち高額な耐久消費財の普及、あるいは絵画、骨董品、神具、仏具などの存在を想定するならば、これらの一切を消耗財的に取り扱うことには問題が生じる。たとえば、これらが売却された場合は、帳簿上、存在しないことになっているため、その全額が所得経済部面の収入（雑収入）として計上され、最終的には所得の一部を構成することになる。この擬制的な取り扱い、所得経済部面と消費（家計）経済部面とに分けた本来の趣旨にそむくものである。また、しばしば経験されることであるが、耐久財の更新に際して「下取り」があった場合も同様で、下取り額は所得に計上される。ただし、この場合は、下取り額を値引きとして考えられるならば、市販価額からこの分を差引いた金額が家計支出となろう。因みに、最近の耐久消費財の普及を考慮して、総務庁の「家計調査」においては各品目（商品）を耐久財、半耐久財、非耐久財に分類し、その支出額が参考として昭和55年度から表示されるようになり、また、一般に普及している家計簿においても耐久財の支出が明示される費目分類が多くなってきている。

さて、ここでは自家用車、高級な家具などを耐久消費財、高額な美術品、仏神具などを不消耗的な消費財として見るのであるが、これらに対する上述のような取り扱い方は家庭会計の側面からも問題が生じる。すなわち、その問題とは家計が受け入れる所得のみならず、家計支出（費）の比較性がそなわれることである。購入年次においては家計支出の、売却年次においては所得の膨張がそれぞれ起り、年次間の比較性が保持されえない。また、これらの財は簿外となるため、会計上の適切な管理情報として不十分であるといわざるを得ない。

もし、期間の正味消費の測定にもとづいた管理情報の提供ということを前提とするならば、これらの耐久的消費財の資産性を認める必要があるものと考えられる。一部の家計簿記においては、このような考え方を採用しているが、このことはつまり耐久的消費財の非資産性は何も自計式農家経済簿記に限ったことではない。

ところで、耐久的な消費財は千差万別であり、また品目的にも家庭には数多く存在する。これらの一切をこのような取り扱いにするとすれば、計算が煩雑になるばかりで、その効果は薄いであろう。そこで、私見では、ある一定の金額以上の耐久財に、また財産としての一定の価値を有する不消耗的な財に限定して、その資産性を認めるべきものとする。当然、このような耐久財については、ある計算方法（償却計算）にもとづいて各期への消費化をしなければならない。ただ、自計式農家経済簿記にこの資産性を認めるならば、消費経済部門の設定上、これらの耐久的消費財は、上述の住居や宅地と同様に、所得経済部門に所属するものと見做さざるを得ない。また、これらの財のフロー面の計算としては、一種の帰属計算にもとづいて、地

代や家賃と同様に、賃借料金たとえば自家用車であれば、そのレンタル料に見合う額を家計費と同時に、所得経済の所得（財産利用収入）として計上しなければならない。他方、所得的失費として、その減価償却費が計上されることはいうまでもない。このことを自家用車を例にして、勘定形式で図解すれば、次のようになる。



従って、自計式農家経済簿記において、耐久的消費財の資産性を認めるためには、所得経済部門と消費経済部門の概念を再検討する必要があるものと考えられる。もし、そうしなければ、自己財産の自己利用による実態のない所得が計算されたり、正味の消費計算が困難となるであろう⁶⁾。勿論、最終的に求める農家経済余剰には収入と家計費が相殺され、影響がない。

なお、耐久的消費財は次のように分類されよう。

- 耐久的消費財
- 耐久財（ある金額以上のもの）……住居、家具類、衣服、冷蔵庫、電子レンジ、自家用車、ピアノ、ビデオセットなど
 - 不消耗財（半永久的に使用され、高額なもの）……住地、宝石・貴金属類、美術品、骨董品、神仏具、古典本など

(2) 財 産 の 分 離

説明するまでもなく、自計式農家経済簿記においては、農家の所有する資産及び負債は一括して把握され、これらの一切は所得経済部門に属するものと見做される。このため、消費経済部門（家計）は無所有の経済として取り扱われる。しかし、消費経済部門について、単に家計費の内容分析ばかりでなく、その負債も含めた財産の分析、あるいは財産から見た家計費の分析などを試みようとするならば、何らかの基準で農家財産を所得と消費の両経済部門に分離する必要がある。また、管理の側面からもその必要性があろう。

私見では、財産の使用目的と機能が原則的にその分離基準として妥当であるものと考えられる。耐久的消費財を、一応、資産として認めた上で、これらの分離について具体的に述べてみたい。

a 実物資産

実物資産は所定の目的で取得されたものであるから、その分離は容易であり、明確である。

たとえば、農地、農機具、大動植物などの生産資産は所得経済に、自家用車、ピアノ、電子レンジなどは消費経済の各部門に明らかに分離できる。当然、両部門で兼用される資産については、その使用割合に応じて分離しなければならない。

b 流通資産

流通資産は農家経済の中で両経済部門にまたがって機能するため、その分離はきわめて困難であるとされる。しかし、まったく不可能であるという訳ではない。たとえば売掛金、農業共済・保険金、農協出資金などは経営活動にかかわる資産であり、所得経済部門に属するものと考えられる。他方、講、生命保険、有価証券などは、将来消費のために残された蓄積として考えるならば、消費経済部門の資産となろう。また、隣り近所や親戚などへの貸付金は日常的な生活活動の一面であり、当然、消費経済部門の資産として考えられる。このような考え方は、社会的通念からそれほど逸脱したものではない。問題は現金、預貯金などの当座性の高い資産の分離である。この種の資産は如何様の基準をしても、その分離は不可能と考えられる。そこで、期中においてはこれらを仮勘定で扱い、決算時に経営から完全に独立した勤労者家計の保有している額を目途に分離せざるを得ない。

c 負債

上述のように、消費経済部門には資産があり得ないから、負債もあり得ないことになる。逆に、資産を両部門に分離するならば、当然、負債も分離しなければならない。

さて、負債の分離についても、上記の流通資産と同様に困難であるとされる。しかし、負債の場合はその負債目的が明確である。つまり、何を購入するために借金をするのが明確である。目的なき借金は通常、考え難い。たとえば、トラクターを購入するための借金であったならば所得経済の、ピアノのためであったならば消費経済の各部門に分離できる。因みに、自己の準現金（資金）で所定の財が十分に調達できるにもかかわらず、借入金によって購入する場

表1 預貯金等・借入金の保有高（万円）

年度末	預 貯 金 等		借 入 金	
	農 家 世 帯	勤 労 者 世 帯	農 家 世 帯	勤 労 者 世 帯
昭和49年	441.3	225.2	70.0	61.4
50	524.4	263.6	84.2	71.9
51	603.9	315.1	101.2	78.9
52	682.9	348.6	112.9	96.6
53	773.6	372.2	128.8	126.1
54	863.7	402.3	141.8	148.9
55	965.5	473.4	162.9	151.2
56	1,093.5	551.2	175.4	167.4
57	1,209.0	591.1	178.8	174.3
58	1,328.1	610.8	188.3	207.9

農林(水)産省；農家経済調査，総理府(総務庁)；貯蓄動向調査より。

合がある。このことは、ここでの分離問題と無関係であり、むしろ、農家経済全体の資金運用の問題である。また、消費経済部門においては、正味財産（＝資産－負債）がマイナスになる可能性が十分あり得る。消耗財的な財貨・サービスなどを多額の借金によって調達した場合にはマイナスになる可能性が高い。

以上、農家経済の財産分離について述べてきたが、自計式農家簿記による諸分析ではこのような視点からの家計（消費経済部門）分析が欠如しているものと考えられる⁷⁾。他面、この分離がないがために、流通資本を除いた経営資本が農業経営分析の基礎とならざるを得ない⁸⁾。

なお、農家と勤労者世帯における預貯金等及び借入金の保有高を参考までに示せば表1の通りである。

- 5) 大槻正男著「第3章 第2節 財産台帳と年度始め記入」『改著農業簿記』37～68頁，富民協会，昭44. 7。
- 6) 田中義英著「第5章 第1節 農業用財産の意義」『農業会計学』46～51頁，明文書房，昭43. 3。
- 7) ただし、農家経済といえども、経営と家計が少なくとも会計上、当初から分離しているのであれば農業経営については複式簿記が、家計については自計式簿記こそが適切であるものと考えられる。自計式簿記はこの両者が未分離であることを想定した簿記様式であるが、敢えて、分離した場合の簿記様式を簡単に示せば次のようになる。

月日	経 営					家 計				
	収益的 収 入	財産的 収 入	収益的 支 出	財産的 支 出	残 高	所得的 収 入	財産的 収 入	消 費 支 出	財産的 支 出	残 高

- 8) 菊地泰次稿「自計式農家経済簿に基づく部門資本計測の方法」本誌第2号，10～20頁，昭43. 3。

3 フロー計算の問題

(1) 農業所得の表示

勤労者世帯においては、一部の移転所得を含むものの、その主たる所得は労働所得と財産所得とから成る。このような世帯を対象とする家庭会計は、これらの所得を生み出す経営についての会計問題とはまったく関係のないことである。ところで、農家における家庭会計は自からの農業経営で生まれる所得を受け入れるところからはじまるのであるが、少なくとも勤労者世帯が受け入れる所得とは異った部分がある筈である。農家所得は農業所得と農外所得とから成るが、その大きさは「農家が財産を減らさずにその年の家計費として消費できる金額の限度を示すものである」とされる⁹⁾。果して、そうであろうか。

勤労者世帯の場合、その所得は原則として俸給，利息・配当といった名目で，現金または準現金にて受け入れられる。時に，現物支給ということもあり得るが，通常，そこには評価の間

題が入る余地がなく、所得額は客観的金額そのものである。この所得額から税金を差引いた金額がその家計で自由に処分できる金額いわゆる可処分所得であり、これを源に消費が行なわれるのである¹⁰⁾。

これに対して、農家の農業所得計算の過程で評価にもとづく所得や失費が含まれ、たとえ、農業所得から農業に関する諸税金を差引いた金額が農業所得分としての可処分所得といえども、その内容は上記の勤労者世帯のそれとは異なる。この相違は資産や家計仕向などの評価問題から生じるものである。

さて、自計式農家経済簿記においては生産資産を供用財と結果財とに分けて評価される。供用財に関しては原則として調達原価評価法（原価主義）による評価であるが、「調達原価評価法の採用が困難な場合、もしくははなはだ不適切な場合には調達時価評価法を採用することも許される」のである¹¹⁾。もし、調達時価評価法（時価主義）で評価する場合は、償却・減少または増殖・増加いわゆる評価損益が発生する可能性がある。これがプラスであれ、マイナスであれ、いずれにしてもこの分は農業所得に含まれることになる。次に、結果財についてであるが、この種の資産に対しては「販売価評価法または成品価評価法を採用するのが適当であろう」とされ、いわゆる時価主義による評価である¹²⁾。たとえば、立毛や未販売農産物などの流動結果財を庭先価格で評価すれば、未実現の所得（収益）が農業所得の中に混在することになる。しかも、これには利潤相当の部分が含まれたものと考えられよう。固定結果財についても同様のことがいえる。

ところで、供用財・結果財を問わず、生産原価評価法で評価する場合、次の点に留意しなければならない。つまり、外給される費用についてはともかく、内給される生産要素費用（自家労働用役、資本用役、土地用役）が生産価に見積価評される点である。当然、この分の生産価は資産の増加・増殖となり、当該年度の所得をも構成することになる。結果財であれば、これは未実現の所得である¹³⁾。供用財であれば、この生産価分は将来の生産に貢献して所得が毎年生み出されるのであるから、一種の前受的な所得である。ただ、この場合は、先の時価評価と異なり、利潤に相当する部分は含まれない。ともあれ、農業所得にはこの種の所得も含まれている。最後に、家計に仕向けられる農産物は、説明するまでもなく、通常、庭先価格で評価され、これも農業所得の一部を構成する。

以上のように、農業所得には評価にもとづく所得分が混存している。このため、農家の場合は勤労者世帯の可処分所得のようにその全額が自由になるという訳ではない。たとえば、自家育成による搾乳牛の増殖額が30万円であり、もし、これを所得として受け入れ、家計支出するためにはこの搾乳牛を売却処分しなければならない。これはストックとしての搾乳牛に付着した価値をフロー面からとらえた所得にはかならないためである。

上記は農業粗所得の内容についての問題である。次に農業所得を問題とするからには、この粗所得から差引かれる農業所得的失費についても検討せねばならない。

失費の中にも評価にもとづく失費が含まれる。それは流動結果財の減少、固定資産の償却額及びまかない支給額である。これらの中でも、特に重要なのは償却額の評価であろう。周知の通り、この償却額は定額法や定率法などによって評価計算されるが、ここでは次の点を指摘しておきたい。それは先に見たように、自家育成または仕立た償却資産の評価如何が用役達成期以降の農業所得にこの減価償却を通じて影響するという点である。たとえば、搾乳牛の場合、育成中の生産価を過大評価すれば、当然、その間の所得は過大、用役中の所得は償却額の過大を通じて過少となるであろう。この逆の場合は、育成中の所得は過少、用役中の所得は過大となり、いずれにしても、育成から廃業に至るまでの当該牛からの総体の所得としては変わらない。ともあれ、毎期の農業所得にはこのような部分が含まれている。

従って、家庭会計の立場からすれば、一括した農業所得というよりも、その内容を明記した形で農業所得の表示が必要となる。なぜならば、上述のように農業所得の計算の過程で評価にもとづく粗所得、失費が含まれ、家計は農業所得を額面通り処分できないからである。とはいっても、評価による粗所得分に対応する所得的失費が明確であるとは限らない。そこで、現金の流れを中心にとらえる自計式農家経済簿記の特徴を踏まえ、A 決算表に準じ、農業所得についても次のような表示方法が適切であるものと考えられる¹⁴⁾。

農 業 所 得 決 算 表

農 業 粗 所 得 (うち 家計仕向分)		うち 農業所得的収入	
農 業 所 得 的 失 費 (うち まかない分)		うち 農業所得的支出	
差引 農 業 所 得		差引 農業現金の所得	

翻って、この問題は単に表示問題にすぎないと批判されるかも知れない。しかし、考え方によっては農業経営にとって重要な問題でもある。なぜならば、この表示が区分されないがために、実体資本を食い潰す可能性があるからである。正しく、企業会計において財務諸表の表示方法が問題となるのと同様の意義があるものと考えられる。

(2) 農家経済余剰の吟味

今、農外所得がないものとすれば、農家経済余剰は次の算式で計算され、この額が財産計算による純財産の増減額に一致することはいうまでもない。ただし、土地および有価証券の売却による損益がある場合はこの限りでない。

$$\text{農家経済余剰} = \text{農業所得} - \text{家計費}$$

さて、この額の意味するところは、当該年度における専業農家としての経済全体の余剰額であり、所得経済（農業経営）と消費経済（家庭経営）の両経済部門の活動による成果である。また、この成果は、両経済部門にそれぞれ分割できないものの、農家全体における未処分の余

剰額でもある。従って、この意味において、経営と家計とに一応分けて考えるならば、この余剰額は農業経営で処分してもよく、また家計で処分してもよいことになる。ただ、次の点に留意する必要がある。

すなわち、農業用財産の現状維持は、一応、農業所得を計算する過程で保障される。しかし、将来の経営発展あるいはその財産の確実な保持を想定するならば、この余剰額の中から留保ないし準備しなければならないものと考えられる。企業会計においては、ある費用が次年度以降に確実に発生することが推測できる場合に限り、その推測額を当該年度の費用として見積り計上することが一般的に認められ、いわゆる引当金である¹⁵⁾。会計理論上、引当金の概念が明確にされているという訳ではないが、引当金（もしくは準備金）には上述のような費用の期間配分という意味と同時に、他面、資本の保全という側面も含まれている¹⁶⁾。たとえば、貸倒引当金は評価性の、退職給与引当金は負債性の引当金の一例である。しかし、自計式農家経済簿記においては農業所得の計算過程で、つまり所得の失費の中にこのような失費は計上され得ないし、またそのような考え方もない。従って、この種の会計処理問題はこの経済余剰の処分段階で考慮する必要がある。当然、家計の立場からすれば、これらが考慮された後の経済余剰が将来消費のための蓄積分であり、これが勤労者世帯の余剰額いわゆる黒字とか、赤字とかで表現されるものに相当するであろう。

- 9) 菊地泰次著「第三章 第二節 農家経済成果のとらえ方」『農家の経営診断入門』63～87頁、家の光協会 昭45. 7。
- 10) 総務庁「家計調査」では可処分所得は次の通りである。
可処分所得＝実収入－非消費支出。
- 11) 大槻、桑原、菊地共著「第5章 第2節 財産の評価」『農業簿記精説』107～113頁、富民協会 昭47. 7。
- 12) 上掲書11)。
- 13) 会計上の増殖概念について次の書を参照されたい。
阿部亮耳著「第6章 増価増殖について」『農業財務会計論』97～111頁、明文書房、昭49. 2。
- 14) 上掲書11)「第6章 第1節」『現金現場日記帳集計計算表』153～155頁。
- 15) 江村 稔稿「引当金」『会計学辞典』980頁、神戸大学会計学研究室編、同文館、昭51. 10。
- 16) 黒沢 清主編 沼田嘉穂稿「第九章 第1節 会計理論からみた引当金」『近代会計学大系IX』254～256頁、中央経済社、昭45. 10。

4 む す び

以上、私見の勤労者世帯を想定した家庭会計の立場から、自計式農家経済簿記を中心にストック計算面とフロー計算面とに分けて吟味、検討してきた。

まず、ストック計算面に関して、消費経済部門は無所有の経済つまり「純消費」の経済活動の局面として取り扱われている。その理由は一般の家部簿記に従い、便宜的あるいは簡略法を採用したまでとされる。しかし、「便宜的あるいは簡略法」と説明されるけれども、自計式農家経済簿記においては、もともと消費経済部門の無所有を想定した簿記様式であり、その財産

を認めた上での、換言すれば、所有経済とした上での簡略法ではないものと考えられる。家庭会計の立場から見れば、消費生活面についても、その財産に関する会計情報が必要であり、この点が自計式農家経済簿記の1つの問題であろう。勿論、この問題は本簿記ばかりでなく、他の農家所得簿記（家計をも含んだ簿記）と呼ばれる簿記においても同様である。そこで、ストック面から見た家計分析のための試論として、農家の財産を所得と消費との両経済部門に分離する基準を述べてきた。

次に、フロー計算面についてであるが、一般に農業所得と称される所得は勤労者世帯の所得と同質的に見られることがある。しかし、その内容に相違があることを認めなければならない。すなわち、評価性の所得が農業所得に混存し、自家生産財における内給生産要素の評価の場合もそうであるが、特に、資産の販売価または時価主義評価を基底とする限り、農業所得に占めるこの所得部分の比率が高くなる可能性があり、家計から見て問題が生じる場合がある。そこで、家庭会計の立場からすれば、一括した農業所得の表示というよりも、何らかの形でこれらを区分した表示が必要であるものと考えられる。就中、農業生産においてはこの所得部分が生産財に付着していることが多いため留意すべきである。また、農家経済余剰についても、勤労者世帯の黒字とか、赤字とかに呼ばれる経済余剰に相当するかの見解がある。しかし、自計式農家経済簿記においては農業所得の計算過程で経営資本の確実な、あるいは発展的な保持という観点が稀薄であるため、もし、このことを考慮するならば、農家経済余剰の処分の段階で考慮する必要がある。従って、家庭会計としてはこの全額が将来消費の分として処分できないことになる。

最後に、本稿においては家計費の種目分類についての問題は割愛したが、自計式農家経済簿記のこれらの分類ないしその内容は、今日の消費生活の実態に合っていない種目が見られる。たとえば、なぜ「たばこ」が独立した種目であるのか、あるいは自家用車関係の支出がどの種目に入るのかなどである。これらの問題は家庭会計にとって非常に重要な問題であり、早急に再検討する必要がある¹⁷⁾。また、経営と家計が未分離である農家経済を前提とする限り、家計費または家計支出をどのように概念づけるかという根本的な問題がある。たとえば、費用なのか、あるいは資本の引出しなのかといった問題である¹⁸⁾。これらの問題は機会をあらためて論考することにした。

17) 家計簿自体の問題については次の論文を参照されたい。

阿部亮耳稿「わが国の家計簿に関する一考察」本誌第15号 14～24頁 昭57. 11。

18) 複式簿記における家計費の取り扱いについては種々であるが、松沢盛光氏は簿記論の立場から資産扱いを主張される。

松沢盛光稿「複式農業簿記における家計費の取扱について」『農林業問題研究』第28号、40～44頁、関西農業経済学会編、昭46. 12。